

【個人研究】

## 家事調停のためのドメスティックバイオレンス論

関井 友子\*

### An Approach to Domestic Violence in Family Court Mediation

Tomoko SEKII

Violence threatens basic social relationships. Violence occurs when a stronger party uses force against a weaker one. Battered women are subjected to violence from their husbands. A modern family norm is to hide violence from outsiders. A batterer demonstrates his masculinity through violence. Violence is a way for a husband to have his demands met and to control his wife. Domestic violence needs to be understood in family court mediation.

**Key words** : domestic violence, modern family norm, masculinity

#### I はじめに

家事調停で暴力に関連する事案に出会うことは多い。しつけと称しての子どもへの虐待や夫婦間の暴力などがその典型であろう。本稿は夫婦間の暴力、ドメスティック・バイオレンス (DV)、主に夫から妻への暴力に焦点を当て考察する<sup>1)</sup>。

平成13 (2001) 年4月に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」から第三次改正が行われた。平成26 (2014) 年1月から、生活の本拠を共にする交際関係にある相手からの暴力及び被害者についてもこの法律が準用されることになり、法律の題名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(配偶者暴力防止法)と改められた。これらの施策に基づき、現在家庭裁判所では、「被害者の安全の確保」と「二次被害の防止」に取り組んでいるといえよう。

DV被害者の安全の確保として、裁判所では次のような配慮等を実施している。待合室への配慮、相手方と遭遇しないように待合室を分けることは

勿論のこと、待合室の階を分けるなどの配慮する。DV加害者よりも被害者が先に退庁できるようにする。待合室が化粧室近くに配置している部屋を指定する。特に被害者が住所を秘匿するよう希望している場合には、絶対にそれを守ることが求められる。

さらに、調停の進め方についても注意喚起がなされている。DV被害者へは暴力への恐怖や不安、無気力やうつ状態などを理解し配慮する。心情を思いやり、被害者がさらに傷つくことのないよう十分に配慮することが求められている。一方でDV加害者に対しては、調停の前提である中立性を意識し、加害者の主張に対しても受け止める姿勢が必要である。しかし、いかなる場合でも暴力を肯定することがあってはならないことは言うまでもない。

特に2014年以降はこのようなDV案件への配慮を具体的に実施し、細心の注意を関係者に促しているが、DV案件に対しての調停では、DVへの理解を深めることがさらに十分な被害者への配慮へとつながっていくと思われる。

\* せきい ともこ 文教大学人間科学部人間科学科

## II 親密な関係での暴力をなぜDVとよぶのか

暴力は最も基本的な関係性の形態でもある。暴力とは他者に攻撃を加えることである。攻撃それ自体が目的となることもあるが、目的を達成させる手段として暴力を使用することがある。近代社会のプライバシーの砦としての家庭の内部で、外部から遮断された領域で行使される暴力が「夫婦喧嘩」として扱われたものから、人権侵害として認識されたことがDVとして名付けられた所以である。

暴力は発生において、法則性があるといわれている。力が強い方から弱い方へ行使される。

ここでいう「力」とは権力、つまり抵抗に逆らっても自己の意志を貫き、他者を服従させることであり、肉体的、経済的、社会的な強者が弱者へ自らの意志を相手に受けいれさせ、言いなりにさせ支配し、服従させることがDVの本質である。暴力の多くは男性から女性へと行使される。

アメリカでは家庭内で発生する暴力を次のように分類している。①濫用・支配的暴力関係(Abusive-Controlling Violence ACV) ②葛藤に誘発された暴力(Conflict-Instigated Violence CIV) ③暴力的抵抗(Violent Resistance VR) ④離別に誘発された暴力(Separation-Instigated Violence SIV)の4類型が示されている。このうち①濫用・支配的暴力関係ACVは、有形力、強制力、脅迫、精神的心理的虐待など強制的手段を使用して、他者を従属させ、支配するタイプのもので、本稿が扱うDVのタイプである。暴力の内容・程度が生死にかかわる深刻な被害をもたらす危険なものとされる。②葛藤に誘発された暴力CIVは、葛藤や対立を解消するコミュニケーションのスキルや問題解決手段の脆弱な当事者間での双方向的な暴力を指し、支配服従関係が介在するものではないとされる。葛藤に伴う偶発的一時的な暴力となる場合もある。③暴力的抵抗VRは、一方の激しい暴力や虐待で追い詰められた防衛的反応としての抵抗の暴力だとされる。長年暴力に苦しめられた被害者が加害者を襲うケースがその

典型例だといえよう。これが正当防衛とみなされず、過剰防衛として扱われる場合もある。④離別に誘発された暴力SIVは、別居、離婚、関係解消に触発された暴力であり、離別や関係解消直後に起こりやすい暴力であり、DVにおいて注意喚起されている種類の暴力と言えよう<sup>2)</sup>。

このように、調停でDVの主張において、必ずしもフェミニズムが主張している典型的な濫用・支配的暴力関係ACVだけではないことも把握する必要がある、暴力の種類・内容・程度・頻度等により、慎重な判断が必要になる。近年はモラルハラスメントや心理的精神的暴力の主張が増えてきており、医師の診断書やDVへの保護命令等の証拠や資料がない場合の取り扱いについて判断が困難な課題でもある。しかし、DV概念の表出は家庭内で発生する暴力が、ここでの②葛藤に誘発された暴力CIV、いわゆる「夫婦喧嘩」として扱われ、被害者が生命の危険にさらされている状況までも見過ごされてきたことへの警鐘であり、暴力が夫婦喧嘩として加害者の言い訳や合理化の手段となっていることについては看過されることではない。暴力をふるう人間が一律に同じタイプであるとみなすことは常識的な判断ではないだろう。人間関係全般に暴力を用いる人がいる一方で、上司は決して殴ることはないが、配偶者にのみ暴力が向かう人がいる。調停では適切な判断が要求されているといえよう。しかし、「産湯を捨てて、赤子を流す」ことのないよう調停に臨むことが求められていることは言うまでもない。

## III DVの形態(種類)・サイクル・構造

DVには身体的暴力(殴ったり蹴ったり、物をなげつける、つきとばすなど)だけではなく、心理的精神的暴力(人格を否定するような暴言を吐く、無視する、嫌がらせをする、脅迫をする、壁を壊したり、家の中のものをめっちゃめっちゃに壊すなど)、性的暴力(性行為を強要する、ポルノ雑誌やビデオなどの視聴の強要、避妊に協力しない、中絶の強要、無理やり裸などの写真やビデオを撮られたなど)、経済的暴力(就労させない、生活費を渡さない、収入や財産を知らせない、家計へ

の過度な監視など）、社会的暴力（友人や親族とのつきあいを制限する、外出や電話やメールなどのチェック、外国人配偶者のビザ更新を妨げるなど）、その他、子どもに危害を加えるなどと脅す、子どもの前で非難・中傷するなど、子どもを利用した暴力もあり、様々な形態のDVの存在を理解する必要がある。当事者のなかには、身体的暴力だけが問題だという認識を持つ場合もある。それは一般社会のDVに対する理解の度合いなのかもしれない。住宅の壁がこぶしの跡による穴だらけだったり、配偶者の入浴中に風呂のガラス戸を粉々に砕いても、「相手への暴力はない」と主張する当事者と会ったこともあった。

これらのDV形態は、外部から捉え確認しやすい身体的な暴力がタイヤ（車輪）の外側に例えられ、心理精神的暴力や性的、社会的・経済的暴力がそのタイヤの内部で存在し、タイヤを膨らまし、支える気体として存在している。そのタイヤの軸となる中心にはDVの本質である「パワーとコントロール（力の存在と支配の構造）」を描いた「パワーとコントロールの車輪」の図式が示されている。DV加害者が物理的・社会的権力として

の力を行使し、相手を自分の思い通りに従属、支配するDVのありかたを端的に表現した図式だとされている（図1）。

また、DV被害者が被害を確認しにくくさせ、被害の気づきが遅れる状況が、DVのサイクルで説明される。暴力は常に発生するのではなく、暴力の発生の後、加害者は被害者に謝罪し、贈り物で愛情表現するなど、いわゆるハネムーン期として捉えられる時期がある。しかしその時期は自分の力を確認・行使できず、相手への支配がままならないものであるから、そのストレスが蓄積され、次の暴発へのエネルギーが蓄えられる時期となっている。行動パターンの変化が繰り返えされながら、暴力の程度や頻度が過激になっていくことも特徴とされている。夫婦間ではなく恋人関係でのDV、いわゆるデートDVでは、束縛が愛情表現だと被害者が思い込むこともDV理解の障害にもなっている。

#### Ⅳ なぜDVは起こるのか

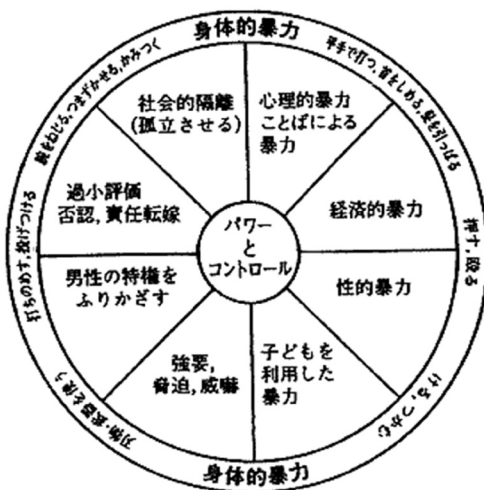
##### ①ジェンダー不平等

平成29（2017）年警視庁の調査によれば、配偶者間の傷害では94.4%、暴行の被害者の93.5%が女性であった。暴力は不平等・不均衡において発生する。その方向性は前述のとおり、強い方から弱い方へという規則がある。社会におけるジェンダー（男女）格差が背景にある。DV男性は暴力を使う相手を限定する。暴力が妻へ向かっても、職場の上司に行使されることはない。

##### ②家族規範

現代社会の家族規範（家族はどうあるべきか）が暴力の隠ぺいに加担することがある。家庭は憩い安らぎの場であり、現代日本人にとってかけがえのないもの、として認識されている。家庭は仕事に代表される公共的領域での競争やそこから派生するストレスからの避難場所であり、プライバシーのとりでとして捉えられている。そのような価値的な場所で発生する暴力が被害者にとって二重の痛みを与えてしまう。一つは受けた暴力の痛みであり、もう一つは通常あるはずのない「暖かい」家庭で受ける暴力の痛みである。家

図1 パワーとコントロールの車輪



(出所) ミネソタ州ドゥルース市のドメスティック・バイオレンス介入プロジェクト作成のものをもとに加筆修正  
「夫（恋人）からの暴力」調査研究会  
「ドメスティック・バイオレンス」有斐閣 1998より

族を現代日本人が大事なものとして認識すればするほど、そこでの暴力は被害の告発をしにくくしてしまう。家族には生活を保障する役割が期待されているが（自助原則）、同時に生活を規制する最小にして最大の権力でもある。暴力は基本的な社会関係の形態であるから、社会に遍在するもので、家族を例外として扱うことにはならない。女性の殺人が夫や恋人といった親密な関係で3割が行われているし、幼児虐待や高齢者虐待もその多くが家庭内で行われている。

さらに、家族を社会の基本的単位として捉えることの弊害がDVを合理化し、加害者の自己弁護になっていることも指摘しておきたい。世帯単位は社会制度の根幹にあり、制度設計がされている。「家族は一つ」という規範は家族の一体化を尊ぶものである。家族よりも小さな単位を認めないということにもなり、そこでの個人の主張は共同体としての家族のまとまりを阻害するものであり、わがまま・身勝手と非難されることにもなる。共同体とは基本的に利害関係はない、他者のことを我がごとのように思いやることができる場所であるとされている。自分と他者の区別が曖昧なことも特徴である。家族は共同体の典型である。そこでの代表者は、社会的・経済的に男性がふさわしいとされている。家族内の暴力は、男性にとって自分を殴ることと同じことにもなる。妻や子は自分との境界が曖昧な他者、身内であり、妻や子を殴ることは自分を殴ることになる。それは社会という公共的領域で他者を殴ることとは全く異なり、「しつけ」として自己の暴力の正当化や責任の回避になってしまう。

DV加害者が、「妻が言うことをきかなかったから」「子どものしつけのため」という発言の背景にはこのような論理が見える。

### ③男性規範（男らしさ）の病理

現代社会において私たちは2つの領域に生きる存在として捉えられている。一つは公共的領域であり、もう一つが私的領域であるとされる。公共的領域はヨーロッパで始まった産業革命を発端とした生産活動を中心に、人々がその能力と努力によって、競争原理に貫かれた地位の獲得が目指されるものである。ここでは、自由で平等な価値に

もとづく活動が保障されている。私的領域はその公共的領域以外の領域とみなされている。具体的には家族や友人関係、地域社会の活動を中心に、公共的領域とは異なる価値規範が存在するとされている。このような領域分離は工業生産に特徴づけられる職住分離によって確立されているといえよう。産業革命によって中心となった工業生産活動はそれ以前の農業中心とした生産と消費が一所で行われる生活様式とは異なり、仕事のために職場へ出かけ、それが終了して自宅へ戻るといったライフスタイルをうみだした。また、この領域がジェンダーによって割り当てられたことも、特徴である。性役割「男は仕事、女は家事育児」は産業革命以降の社会（近代社会）において実現された分業形態である。それまでの社会（前近代社会）では身分制が基礎となっているため、現代社会で問題とされるジェンダー差別が表面化されることもなかった。産業革命によって促された市民革命では人間が生まれながらに自由で平等な存在であると宣言された。このように平等という価値観によって、人々にとってジェンダーという属性が前面に押し出され強調されるようになった。男という属性は等しく男性に割り当てられた。

男らしさというジェンダー規範とはどのようなものだろうか。男性に求められる特質は、例えば、たくましい、積極的である、決断力のある、冷静な、リーダーシップのある、など主に社会（公共的領域）において仕事で必要とされる資質と、頼りがいのある、セクシュアリティも含めて女性をリードする、一家の大黒柱として、など女性に対して（私的領域）求められる資質を上げることができるだろう。いずれも、競争によって獲得する権力、他者に影響を及ぼし、他者を意のままに制御することのできる力が求められているのだといえよう。

男性にとって公共的領域での成功、仕事や職場での権力の獲得は同時に私的領域での安定性の確保につながっていくのだろう。しかし、公共的領域は競争原理に基づく過酷な環境で、そこでの勝者が多数を占めることはない。しかし、男という属性には成功＝力（権力）の獲得が期待され、求められている。公共的領域で権力の獲得が困難で

あったり、競争によるストレスの解消のために、男性は私的領域で女性によって男らしさを充足させる。DVとは公共的領域で充足されない、支配欲求や競争からのストレス解消のための、男らしさ獲得の手段だともいえる。DV加害者の特徴といわれる、支配欲・所有欲、共感性の欠如、暴力の否認や合理化、情緒の不安定さ、依存心の強さ、性役割分業意識の強さ<sup>3)</sup>、などは社会が求める男らしさというジェンダー規範から多くは説明ができるのだろう。

## V DV加害者は特定の病者か

以上の考察から明らかにされたことは、DV加害者が一部の病的な人物として対処するというだけでなく、社会が生み出す構造的な病理という側面への理解が必要だということである。とくに、私たちが一般的に内面化している家族規範は、近代家族規範と限定的に捉える必要もあるといえるが、大切なものとしての家族、あたたかな家族、などの高い価値がつくり出す影の部分への考察が必要であり、価値観を相対化する視点が求められるのだといえる。

ジェンダー規範においても、従来のライフスタイルや性役割を基準に、調停に臨むことへのリスクが指摘されてきている。ジェンダーバイアス(性に基づく偏見)として、注意喚起されている。当事者から調停での偏見に対して批判が寄せられていることも、真摯に対処していかなければならない課題である。

## VI DV被害者支援に必要なこと

DV被害者への調査から二次被害の存在が明らかにされている。DV被害者が援助を求めに行った様々な機関や窓口で、さらに傷つけられることが指摘されている。これを受けて、裁判所でも注意を喚起している。具体的には、「あなたが殴られるようなことをしたからなのでは」、「あなたへの愛情や好意がそうさせたのでは」、「子どもがかわいそうだから、がまんしなさい」などDVへの無理解からくる発言が報告されている。暴力は基

本的な関係性で社会に遍在するものである。家族や愛情に基づいた関係において、暴力の存在は例外であるという認識は見直しが必要である。暴力は常に私たちの傍らにあるもので、それをどう対処するかについて意識的に準備しておくことが必要であろう。特に肉体的・社会的弱者においては相談窓口やシェルター(DV被害者の避難所)の存在などは必要な情報でもある。調停の際に当事者に情報に関して示唆することが必要になる場合もあるかもしれない。

暴力は社会に遍在する関係性の一つであり、それを生み出し、時には隠いする背景が私たちの一般的な常識や、私たちが支持する価値観にあることを意識しながら調停におけるDV案件に臨むことが必要であろう。

## 注

- 1) DV、ドメスティック・バイオレンスは直訳すると、家庭内暴力であるが、DVは主に夫婦間(同棲関係、元夫婦、親密な関係性(異性・同性)を含む)の暴力を指す。子どもへの暴力で親からの暴力は、虐待(abuse)と概念化されている。Abuseは乱用を指す。
- 2) 棚村政行「離婚と子ども一円滑な調停運営のための留意点―」、『調停時報』200号、日本調停協会連合会、2018年7月
- 3) さいたま家庭裁判所家事部「DV事案に適切に対処するために」平成29(2017)年12月

## 参考文献

- 角田由紀子『性差別と暴力』有斐閣選書 2001年  
 日本DV防止・情報センター『ドメスティック・バイオレンスへの視点』朱鷺書房 1999年  
 D・G・ダットン 中村正訳『なぜ夫は、愛する妻を殴るのか? バタラーの心理学』作品社 2001年  
 レノア・E・ウォーカー 斉藤学監訳 穂積由利子訳『バタードゥーマン 虐待される妻たち』金剛出版 1998

